

北海道新幹線札幌トンネル工事により発生する要対策土の受け入れ候補地から  
山口処理場の除外を求める陳情

令和2年8月25日 受理 総合交通政策調査特別委員会  
令和2年9月23日 付託

提出者

札幌市手稲区星置2条2丁目10-2  
手稲山口の新幹線工事要対策土から  
星置と周辺地域を守る会  
代表者 福盛田 勉

(要 旨)

北海道新幹線札幌トンネル工事で発生するヒ素などの重金属を含む有害掘削土（要対策土）の受け入れ候補地から山口処理場を除外してください。

(理 由)

1. 山口処理場はごみの最終処分予定地であって有害な要対策土の置き場として想定されていません。
2. 手稲山口地区は農業振興地域に指定されており、大浜みやこカボチャやサッポロスイカというブランド農作物などが栽培されています。
3. 山口処理場は星置と周辺地域の生活圏に隣接し、保育所、幼稚園、学校、病院、介護施設があります。
4. 山口処理場は地震による「液状化発生の可能性が高い」又は「液状化発生の可能性がある」に分類されています。
5. 山口処理場は大雨・洪水の際浸水の深さ0.5m～3m未満が想定されています。
6. 有害物を含む粉塵が要対策土を山口処理場に搬入するダンプカーから飛散する恐れがあります。また、要対策土を積み上げる際や積み上げた山からも飛散するし、土から水に溶けたりして環境を破壊する上、通学する子供をはじめ周辺住民の命と健康を著しく害する恐れがあります。

以上により、要旨記載の通り陳情いたします。